

大牟田市介護予防拠点・地域交流施設の整備、運営等に関する基準

(趣旨)

この基準は、地域住民の集まり場として、地域の高齢者等を対象に、元気で生き生きとした生活が送れるよう介護予防を目的とした事業を実施する「介護予防拠点・地域交流施設」（以下「地域交流施設」という）に係る整備、運営等、必要事項について定めるものとする。

(事業主体)

大牟田市内において、介護予防事業に熱意を持って取り組む法人又は団体。

(整備計画書の提出)

地域交流施設の整備を行う事業者は、介護予防拠点・地域交流施設整備計画書を提出しなければならない。

(事業内容)

(1) 事業の対象者

- ・地域交流施設周辺の高齢者を中心とした地域住民

(2) 事業の内容

- ・次の事業を週に1回以上実施するものとする。

健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などの介護予防事業

(具体例)

体操、スポーツ、栄養教室、創作活動、各種レクリエーション、地域の子供たちとの世代間交流、(介護保険事業所等であれば)施設利用者との交流等

- ・地域交流施設の開設日で、上記事業を実施しない日は、地域の集まり場、茶のみ場等として使用し、利用者に施設を開放することとする。

(3) 施設の開設日及び開設時間

- ・地域交流施設は、週5日以上開設しなければならない。
- ・開設時間は、各施設において定めるものとする。

(施設)

- ・地域交流施設の設置場所は、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない。
- ・地域交流施設であることがわかるよう、施設の入り口に表示するとともに、地域住民への周知を図ること。

- ・地域交流施設は、バリアフリー化され、事業実施に支障のないよう十分な広さと設備が確保されなければならない。

(人員)

- ・地域交流施設の事業者は、当該施設の管理者を置かなければならない。ただし、既存施設がある場合には、他の職務と兼務することができる。
- ・地域交流施設の開設日は、管理者又は従業者（既存施設がある場合には、兼務も可）を1以上置かなければならない。

(目的外使用の禁止)

地域交流施設は、目的に沿った使用をしなければならない。

(利用料)

地域交流施設の利用者に対しては、利用料の徴収をすることができる。ただし、徴収に当たっての利用料金は、実費相当額とする。